

2. 甲及び乙は、応募者の個人情報、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第6条（報酬）

1. 甲は、乙が紹介した応募者の採用を決定し、応募者が甲への内定承諾を表明したときは、乙が行った本件業務に対する報酬として、1名につき25万円（税別）の紹介手数料を乙に支払う。また、支援委託費1名あたり18,000円（税別）を、入社日より1カ月単位で乙に支払うものとし、月の途中で入社または退職した場合も、日割り計算は行わない。

2. 紹介手数料は、採用決定者が、甲への内定承諾をした時点で確定する。

3. 乙は、応募者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず甲に入社しなかったこと（入社が当初予定よりも遅延したことも含むものとする）について、責任を負わないものとする。

第7条（紹介手数料の支払方法）

乙は、前条第1項に基づき算定された紹介手数料を甲に請求し、甲は、当該請求のあった月の翌月末までに消費税及び地方消費税を加算の上、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。振込手数料は、乙の負担とする。

第8条（紹介手数料の返還）

内定決定者の自己都合により入社を辞退した場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。（本条に定める要件を満たさない限り、入社後の退職および解雇については、いかなる理由による場合も、紹介手数料の返還は行わないものとする。）

入社日までに入社辞退の場合：本件報酬の100%

入社日から1か月以内の退職の場合：70%

入社日から3か月以内の退職の場合：50%

第9条（守秘義務）

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。